

研修参加報告

〈日本共産党〉

□ 第36回議員の学校

〈研修目的〉

学校教育・社会教育政策が地方分権一括法の成立でどうなるのか、教育の目的とは、学ぶ場はどうあるべきかを学ぶ。

〈研修概要〉

研修年月日	講演テーマ	講師
平成31年 5月14日(火)	【講義1】学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール～学校教育制度の基本から考える～	首都大学東京教授 荒井 文昭氏
	【講義2】公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題—民間委託、職員の非正規化、図書資料費の削減…	元日本図書館協会事務局長 松岡 要氏
5月15日(水)	【講義3】公民館の基本的な役割と直面している課題—地域で1人ひとりの主権者としての学びを実現するために	千葉大学名誉教授 長澤 成次氏
	【実践報告】民営化した図書館が直営に戻った	守谷の図書館を考える会 赤堀 久美子
	【講義4】地方自治の本質と教育行政のあり方～「地方分権一括法案」の成り立ちと自治体の選択～	「議員の学校」学校長 池上 洋通氏

主催：多摩住民自治研究所

研修場所：東京都立多摩図書館

〈参加者〉 原田貴与子

〈概要報告〉

講義1. 学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール～学校教育制度の基本から考える～

◆講師 首都大学東京教授 荒井 文昭氏

◆概要

はじめに

第9次地方分権一括法案（地教行法、社会教育法、図書館法など13法律の改定案）が可決された。これは公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館など）の所管を自治体の判断で、教育委員会から首長部局へ移すことを可能とするものとなっている。住民の学ぶ権利が危なくなっている。教育制度の基本について考える。

1 小中学校の統廃合

- ・2000年から2007年まで東京を中心に公立学校選択制度が拡大。
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進。

・公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

→学校統廃合の増加

2 小中一貫教育

- (1) 義務教育学校の導入
- (2) 連携型小中一貫と併設型小中一貫の導入
- (3) 4-3-2 型カリキュラムの先行事例
- (4) 学制「改革」としての小中一貫導入政策
- (5) 強引な学校統廃合政策に対して、反対の声を上げる取り組みも広がる。

3 コミュニティ・スクール制度

- (1) 学校評議員制の 2000 年導入
- (2) コミュニティ・スクールの導入
- (3) コミュニティ・スクールの全公立学校設置方針と地域学校協同活動推進員の導入

学校教育と社会教育を一体のものとして「まちづくり」を行っていくことに重点を置いた政策としてすすめられようとしている。学ぶ権利をよりよく保障していくための連携政策とは異なる側面を持っている。それは、権利としての教育を実現させることによって住民自治と国民主権を発展させていくことよりも、国と地方を発展させるための手段として教育をとらえる側面を強く持っている。

4 「学習する権利」と「不当な支配」の禁止

- (1) 憲法に保障された学習する権利
- (2) 目的としての人格完成
- (3) 「不当な支配」の禁止
- (4) 教育委員会の必置
- (5) 教育専門性の尊重
- (6) 教育機関ごとの運営審議会設置

5 教育委員会の変遷と教育大綱づくり

- (1) 1956 年教育委員会法の廃止
- (2) 1999 年地方分権一括法による変化
- (3) 2006 年教育基本法の改定による評価国家化
- (4) 2014 年地教行法の改定による首長権限強化
- (5) 公的社会教育施設の首長部局移管をめぐる動向
- (6) 教育に関する改憲案をめぐる問題

おわりに：憲法が求める学習権保障と地方自治

- (1) 学ぶ権利の実現は、地方自治の実現に不可欠のもの
- (2) 身近な教育機関と、信頼できる教育職員を守り支える/教育委員会の役割、首長・議会の役割、教育職員の専門性尊重
- (3) 教育に求められる自主性を支えることのできる、より直接的な民主主義による教育機関の管理運営のあり方

◆ 考 察

学習をする権利は、「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有する」、また、教育目的としての「人格完成」は「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正

義を愛し、個人の価値をたっとび。勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期しておこなわれなければならない」この目的達成のためになされなければならないことは何かを考えていく。これが原点であり、ここから外れていくことに対し、教育の権利を守らなければならないと考える。個々人の考えを民主的な話し合いで物事を決めていける自治ができる人々のための教育なのか、教育がエンジンとなって「地方創生」するような多様な担い手の人材のための教育かと問われれば、人は自分の人生は自分で決めたいという答えを持つと私は思うのである。よって、教育の自由と権利は守られなければならない。

講義 2. 公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題—民間委託、職員の非正規化、図書資料費の削減…

◆講 師 元日本図書館協会事務局長 松岡 要氏

◆概 要

- 1、公立図書館の現状
- 2、図書館とは
- 3、図書館の所管を教育委員会から外す動き
- 4、長所管の図書館の状況
- 5、指定管理者制度をめぐる状況
- 6、指定管理図書館の問題
- 7、政府、指定管理図書館を肯定せず
- 8、図書館事業は、民間の図書館団体の提起と住民の支援、自治体の施策により進展
- 9、活字文化議員連盟の提起
- 10、図書館に求められている機能
- 11、「自治体戦略 2040 構想」への対応

◆考 察

図書館設置は、G7 では日本は最下位である。日本図書館協会提起は生活圏域～中学校区に一館である。しかし、現状は図書館の職員体制は正規職員が減少、非正規職員が増大している。さらに委託化、指定管理者制度の導入が進んでいる。財政は減額され、資料費の削減傾向と、サービスの職員体制などから、貸し出し数の減少傾向もみられる。これらから、図書館が置かれている状況は厳しいが、市民の学びの場として充実させていく声を上げる必要がある。

議員の学校参加者の自治体のアンケートの回答で、図書館運営について、指定管理者制度にそぐわない施設と回答で述べている自治体の理由、意見をみると、「直営で運営すべき施設である」、「施設の設置目的や利用形態、特性等を鑑みて直営で運営」「経費の比較やサービスの満足度」「専門的能力や直接市民との対応が必要な業務である」ことから直営で行うとなっている。一方「民間活力を生かす」「施設の老朽化で見直しする」などの理由で直営をやめる方向を示唆している回答もある。公的責任で、教育機関としての図書館が自立して運営できる保障のもとで、住民が地域で図書館を利用できることが望ましいと思った。

講義 3. 公民館の基本的な役割と直面している課題—地域で 1 人ひとりの主権者としての学びを実現するために

◆講 師 千葉大学名誉教授 長澤 成次氏

◆概 要 はじめに

2014年6月：さいたま市三橋公民館「九条俳句不掲載事件

2018年12月20日に2018年5月18日の東京高裁判決が確定した。「・・・公民館の職員が、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取り扱いをしたときは、その学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であり、最大限尊重されるべきものであることからすると、当該住民の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるべきである。」が参照された。

- 1、公民館の原点を確かめる
- 2、戦後社会教育法制における社会教育の自由と自治
- 3、あらためて公民館・社会教育法をめぐる国の主な動向を確かめる
- 4、第9次地方分権一括法案を読む
- 5、第9次地方分権一括法案における「特定」概念導入の問題点

◆考 察

・公民館設置運営、公民館運営上の方針、公民館の維持及び運営を1946年7月5日に文部事務次官から発せられた内容では、文化教養の機関であり、各団体が相連携して町村振興の底力を生み出す場所でもあるとしている。公民館委員会の委員は町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出するのを原則とすること。としている。

社会教育も憲法、教育基本法、社会教育法制に位置付けられた。「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高めうるような環境を醸成するように努めなければならない。」「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」と、社会教育の自由と自治を法が定めている。

近年の国の主な動向は、1999年第一次地方分権一括法による社会教育法改正から2019年までの第9次地方分権一括法までの内容で、首長部局へ移管することを可能にした。しかし、教育行政の地方分権。住民の意思の公正な反映。教育委員会の首長からの独立性は、現行も変わらない。

第9次地方分権一括法案については、「特定」概念導入に問題があるとされており、このことについては私自身さらに学習が必要だと考える。また、首長による職員任命や、公民館運営審議会委員・図書館協議会委員の委嘱・任命は、「行政的な視点が優先され、学習に関する住民の自主性・自発性が阻害される」危険性が生まれることは容易に想像される。住民のまなびをささえる公民館主事、図書館司書、博物館学芸員は、自らの専門性に基づいた自由で自律的な社会教育労働が保障されてこそ住民の生涯にわたる学習の自由と権利を保障していくことができる。このことは共感し、大切にされなければならないと考える。

【実践報告】民営化した図書館が直営に戻った

◆報告者 守谷の図書館を考える会 赤堀 久美子

2013年に「臨時職員の確保ができないため十分なサービスの提供ができない」との理由で指定管理者制度に市議会で決まり、2016年4月より指定管理となった。その後6月に図書館長、図書館奉仕員5名退職があり、調査や、学習会開催などを経て、その結果、図書館運営協議会で「・・・運営は・・・直営

とすること」の答申が出された。市長が全員協議会に直営に戻すことを示し、2019年4月より新体制で運営がされるようになった。

◆考 察

図書館運営は指定管理では限界があるのではと感じた。丁寧に調査、学習会がされ、市民が参加、要望し、民主的な議論がなされて出された結論は重いものであると思えた。

講義4. 地方自治の本質と教育行政のあり方

～「地方分権一括法案」の成り立ちと自治体の選択～

◆講 師 「議員の学校」学校長 池上 洋通氏

◆概 要

I 地方自治の本質—憲法が定めたこと

- 1、近代市民憲法の組み立て
- 2、日本国憲法の構成と大日本帝国憲法との比較
- 3、日本国憲法が定めた国家の目的と政府組織の任務
- 4、権力分立の原理の発展

II 基本的人権の展開

III 教育行政について

IV 地方分権一括法の流れとその背景

V 国連「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の実現と教育・学習プラン

◆考 察

大日本帝国憲法と日本国憲法の比較、日本国憲法の特徴について講義を受けた。

その後で、地方分権一括法や、財界プランの展開の説明を聞いた。

最後に国連「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の実現と教育・学習プランと持続可能な開発目標等が示された。

生涯学習目標部分では、「《学習》こそはキーワードである。学習権なくしては、人間的発達はありえない。学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。端的にいえば、このように学習権を理解することは、今日の人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、わたしたちがなす最善の貢献の一つなのである。」という部分に注目した。

日本は学校教育が保障されているが、日本国民はもっと権利を実行し、生涯にわたって教育を受け、学習し、自らの社会をいかにしていくかをともに考えていくべきなのではないかと気づかされた。市民が政治にも声を上げる、統治する力をつける社会教育の重要性を学べる研修でありました。